

## 上映権（第 22 条の 2）

映画の上映会を行なうためには権利者が許諾したフィルムや業務用ビデオソフト・業務用 DVD ソフト等を利用することが必要です。

一般に市販されているビデオソフトや、ビデオ店でレンタルされているビデオソフトは、家庭内視聴を目的に「頒布」（販売またはレンタル）されています。これらのビデオソフトを家庭内視聴以外の目的で使用することは、権利者である映画会社が認めておりません。劇場以外の施設で営利を目的に映画の上映を行うためには、権利者が許諾したフィルムや、業務用ビデオソフト・業務用 DVD ソフト等を利用することが必要です。

映画のビデオカセット、ビデオディスク、フィルムを無断で上映する行為は著作権法第 22 条の 2 に定められている権利者の「上映権」を侵害する【無断上映＝違法行為】となります。上映権とはビデオまたは DVD ソフトを CCTV 装置、モニター、プロジェクター等を使って公に上映する権利です。

例えば一般に市販されている映画ビデオ・DVD ソフトは、家庭内視聴を目的に「頒布」されています。これらの映画ビデオ・DVD ソフトを家庭内視聴以外の目的で使用することは権利者である映画会社が認めておりません。劇場以外の施設などで、映画の上映会を行なうためには権利者が許諾したフィルムや業務

用ビデオソフト・業務用 DVD ソフト等を利用することが必要です。

無断上映は、違反した個人には 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、またはその両方、法人には最高 1 億 5000 万円の罰金が科せられる場合があるほか、民事上も多額の損害賠償金を請求されることがあります。

業務用の使用ができるのは、著作権者が「公衆に見せ聞かせること」を承諾した「業務用ビデオソフト・業務用 DVD ソフト」だけとなります。

弊社は、ライセンスホルダー(権利元)の代理に著作権をクリアした上映会使用可能な映像ソフト（主に業務用 DVD）及び機材のレンタル等をご提案させていただきます。

## 上映権（第 22 条の 2）

「頒布」とは、販売、貸与、譲渡を総称することばで、有償無償を問いません。

頒布権とは、ビデオ・DVD ソフトを販売・貸与（レンタル）する権利で、頒布権の内容は、著作権者だけが決められます。（頒布の方法、期間、地域等）

また、頒布権は映画の著作物だけに認められた特別な権利で、絵画や音楽、小説など、他の著作物には頒布権はありません。

その理由には、まず映画の著作物のもつ劇場上映、ビデオ・DVD 発売、テレビ

放映という特殊な流通形態を保護する必要があること、映画の著作物の製作には莫大な資金を要するため、投下資金を効果的に回収する手段を保護する必要があるからです。

下記の行為は頒布権違反となります。

違反した個人には5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、またはその両方、法人には最高1億5000万円の罰金が科せられる場合があるほか、民事上も多額の損害賠償金を請求されることがあります。

- 著作権者の許諾なく外国からビデオ・DVDソフトを輸入し頒布すること。
- 著作権者が指定した頒布の方法を守らないこと。

著作権者が販売またはレンタル専用と決めた家庭内視聴用の作品を家庭内視聴以外の目的で使用すれば、頒布権を侵害する著作権違反となります。

## 関連リンク

日本国際映画著作権協会 / JIMCA

[上映・業務用をご利用になるには | 一般社団法人日本映像ソフト協会 \(jva-net.or.jp\)](http://jva-net.or.jp)